

仕 様 書

1 件名 令和8年度剪定枝等収集運搬処理業務委託（〇〇〇区）

2 収集対象校

千葉市立□□小学校他△△校

※ただし、収集対象校以外でも学校施設課からの要望により収集を行うこと

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 品目

一般廃棄物（生木）

(1) 剪定枝

(2) 幹

(3) 葉（落ち葉含む）

※サイズは長さ50cm、直径10cmを超えたものを含む

※キヨウチクトウ、刈草、竹は含まない

5 委託内容

(1) 学校から排出される剪定枝等の積込み及び収集運搬を行い、再資源化処理施設に搬入すること。

(2) 収集場所や方法、日程、コンテナの設置の有無と設置する場合の場所について、事前に学校と協議すること。

(3) やむを得ない事情により再資源化処理施設に搬入できない場合は、学校施設課と協議の上、新港クリーン・エネルギーセンター（美浜区新港226-1）に搬入すること。

6 収集回数

毎月必ず収集の有無について学校に確認し、回収は月1回程度を目安とする。時季によっては学校と協議をして回数を調整すること。他に必要があれば別途協議を行う。

なお、学校から収集の依頼があった場合、遅くとも依頼のあった月の翌月中には必ず収集を行うこと。

7 収集量の確認

事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を使用する。

(1) 廃棄物受領時に、管理票の所定欄に署名し、5枚内の1枚（A票）を学校に渡すこと。

(2) 残りの4枚（B票、C票、D票、E票）を廃棄物とともに、処理業者に渡すこと。

(3) 処理終了後、C票については5年間保管する。D票は速やかに学校に渡すこと。

(4) E票及び処理施設搬入時の計量伝票を1ヶ月分まとめ、完了届及び請求書とともに学校施設課へ提出すること。

8 入札金額について

- (1) 再資源化処理施設搬入手数料を含めた **1kg** 当たりの税抜き単価（少數点第2位までとする。）を記載すること。
- (2) コンテナの設置や履行場所における積み込み作業（人件費・機材等）にかかる経費は単価に含めて見積もること。

9 その他

- (1) 収集場所のごみの飛散等に留意し、収集漏れのないようにすること。
- (2) 一般廃棄物として扱うので、運搬に使用するコンテナ車等は一般廃棄物収集運搬用のものを使用すること。

10 使用する自動車について

使用する自動車については次のとおりとする。

- (1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (2) 履行の確認に関することについては次のとおりとする。
適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証の提出を求められた場合には、速やかに提示又は写しを提出すること。